

受益証券等の保護預かりに関する契約締結前交付書面

投資信託総合取引口座のお申し込みにあたっては、以下の記載事項、投資信託総合取引約款をよくお読みになり、内容をご理解ください。

本契約にかかるサービスの利用手数料

0 円

クーリングオフ

(契約締結時交付書面を受領後、一定の期間、書面により当該契約の解除ができる制度)

当サービスのご契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリングオフ)の適用はございません。

本契約の概要

お客さまが当行で保有される受益証券等の保護預かりに関する契約となります。

当行は、受益証券のうち当行で取得されたもの(当行で取得されたときに外国投資信託の受益証券であったものに限っては、日本もしくは外国の法令、裁判所もしくは行政官庁の判断もしくは指導、外国投資信託の投資信託約款もしくは目論見書またはこれらに基づいた投信委託会社もしくは受託会社の判断に従って、当行で取得された後に受益証券に表章される受益権の全部もしくは一部またはその価値が転換または実質的に転化した証券その他の資産を含みます。)について、投資信託総合取引約款およびその他の法令の定めに従って当行の固有財産と分別してお預かりします。

本契約のサービスを提供する当行の概要

商号等 楽天銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第609号

本社所在地 〒140-0002 東京都品川区東品川4-12-3

代表者 代表取締役社長 永田 俊一

加入協会 日本証券業協会、金融先物取引業協会

資本金 25,954百万円

主な事業 銀行業

設立年月日 2000年1月14日

本契約において当行が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

本契約において当行が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第33条第3項等の規定に基づき登録金融機関が行う有価証券等管理業務であり、当行では、インターネットを経由した当行所定の手続きに従い、投資信託総合取引口座をお申し込みいただいた上で、ファンドのお取引の注文を受け付けております。

本契約の終了理由

本契約は、次の各号いずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) 投資信託総合取引約款に基づきお客さままたは当行が投資信託総合取引口座の解約を申し出た場合
- (2) お客さまが被相続人となる相続の開始があった場合
- (3) お客さまが投資信託総合取引約款の定めまたは当行のその他の規定に違反した場合
- (4) お客さまが投資信託総合取引約款の変更に同意しないとき
- (5) 取引および口座残高がなくなった後、当行が定める期間を経過した場合
- (6) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

当行の苦情対応措置及び紛争解決措置

一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用

一般社団法人全国銀行協会連絡先全国銀行協会相談室

電話番号0570-017109 または03-5252-3772

証券・金融商品あっせん相談センター連絡先

電話番号0120-64-5005

本件に関するお問い合わせ先

0120-38-6910 または 03-6832-2273(通話料有料)

受付時間:月曜日～金曜日の 9:00～17:00